

## 城山台小学校PTA会則

- 第1条 本会は、城山台小学校PTAという。
- 第2条 本会の事務局を、木津川市立城山台小学校内に置く。
- 第3条 本会は、木津川市立城山台小学校に在籍する児童の保護者及び教職員で組織する。
- 第4条 本会は、児童の福祉を増進し、学校教育の親展と会員相互の親善を図ることを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 学校教育の振興に関すること。
  - (2) 児童の福祉の増進並びに教育環境の改善に関すること。
  - (3) 児童の交通安全に関すること。
  - (4) 会員相互の親善並びに教養に関すること。
  - (5) その他目的達成に関すること。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名
- 副会長 2名
- 庶務 2名（内1名は教職員代表）
- 会計 2名（内1名は教職員代表）
- 第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は会務を統括し、本会を代表する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
  - 3 庶務は会長の命を受けて、会務を処理する。
  - 4 会計は本会の出納をつかさどる。
- 第8条 役員の任期
- 1 役員の任期は一年とする。但し、再任は妨げない。
  - 2 役員は他の役職を兼任することができない。但し、定数に満たない場合はその限りではない。
  - 3 補欠選挙によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会に会計監査を2名置く。
- 1 会計監査委員は年1回会計監査に当たる。
  - 2 会計監査委員は第6条及び第12条の役職を兼任することができない。
- 第10条 会計監査委員の任期は役員の任期に準ずる。但し、再任を妨げない。
- 第11条 本会の役員、会計監査委員の選出は別に定める選挙規定によって行い、総会において承認決定する。
- 第12条 本会に次の委員を置く。
- 1 学級委員
    - ア 学級委員は各学級から選出された2名の委員をもって構成し、学級担任と協力して、その属する学級の会員相互の研修と親睦を企画する。
    - イ 学級委員は互選により、第13条の専門委員会に所属する。
  - 2 地域委員
    - ア 地域委員は地域保護者の代表となって地域児童の校外生活や交通安全について適切な支援を行うとともに、各地域間の連絡調整を図る。
  - 3 委員の任期は役員の任期に準じ、選出については別に定める選出規定による。

第13条 本会に次の専門委員会を置き、学級委員は各専門委員会に所属する。

1 学級長委員会

ア 学級長委員は、学級の会員相互の研修と親睦を企画する。

イ 学級長委員会は、委員の互選により、委員長を選出する。

2 文化保体委員会

ア 文化保体委員は、会員の教養を高める研修及び保健体育向上に関する研修の企画運営にあたる。

イ 文化保体委員会は、委員の互選により、委員長を選出する。

3 広報委員会

ア 広報委員は、PTA活動の情報発信のため、広報誌の編集発行にあたる。

イ 広報委員会は、委員の互選により、委員長を選出する。

第14条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とする。

1 定期総会は年1回とし、次のことを審議決定する。

(1) 年度の事業計画及び予算・決算の決議承認

(2) 規約の制定並びに改正

(3) 役員等の承認

(4) その他必要と認められた重要な事項

2 臨時総会は、会員の5分の1以上の請求があったとき、又は、役員会が必要と認めるとき開くことができる。

第15条 総会は、会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席により成立し、議事は実出席者の過半数の同意によって決定する。

第16条 会長は必要に応じて役員・学級長委員会委員長・文化保体委員会委員長・広報委員会委員長をもって構成する運営委員会を招集し、総会で決定を要する事項以外のことを審議決定することができる。

第17条

1 本会の経費は会費並びに事業収益金・寄付金をもってあてる。

2 会費は一家庭月額300円とする。（8・3月を除く）

第18条 本会の会計は4月1日から翌年3月31日までとする。

(附則) 1 この規約は平成26年5月22日より実施する。

2 平成26年12月12日 一部改正 即日実施

3 平成28年11月26日 一部改正 即日実施

4 平成30年11月27日 一部改正 即日実施

5 令和元年 5月30日 一部改正 即日実施

6 令和2年 1月23日 一部改正 即日実施